

平成19年度

教育行政執行方針 (要約)

「教育行政の推進」

「教育再生」が最重要課題

教育は今、大転換期を迎えております。昨年12月には教育基本法改正法が成立し「教育再生」を最重要課題に掲げているところであり、今後は教育振興基本計画の策定を始め改革実現に必要となる教育システムの構築や法令等の整備、さらに公教育の重要性に鑑みた十分な財政基盤の確保等、あらゆる分野の教育行政の動向に注視し、それらの対応に努めます。

「学校教育」

学習指導要領見直しへ

文部科学省は「教育再生」のための当面の取り組みとして学習指導要領の見直しを進め、基礎・基本の確実な定着と学ぶ意欲の向上を図り、引き続き「確かな学力」の育成に努めようとするものです。

このような学習指導要領に示される基礎的・基本的な知識を活かす応用力を身につけさせ、

自ら学び自ら考え行動する力を育む指導方法の工夫改善など各学校長の指揮のもとで全教職員が意欲的に取り進めるよう指導します。

「児童生徒の指導及び安全対策」

婦人団体が安全パトロール実施

児童生徒が生命や人権の尊さを自覚し、他人を思いやる心や公共心の向上に資するため、道徳教育の時間を始め総合的学習の時間を活用するなどあらゆる教育体験活動を通して、より主体的に行動できる力を育む教育が極めて重要です。

安全対策と指導については、児童生徒の安全対策のため各学校、PTA、警察、交通安全指導員、主任児童委員、教育委員会、町住民福祉課で組織する生活指導連絡協議会を始め地域の各団体との連携を密にしながら、事故の未然防止に努めています。学校の管理下における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、学校においては校内の安全管理の徹底、児童生徒への安全教育・防犯訓練の実施など、常に危機意識を持つよう取り組んでいるところです。



また、学校・家庭・地域が一体となって通学路等における子どもの安全確保に向けたより効果的に地域ぐるみの運動を広めるために、これまでの取り組みのほかに自主的なパトロールボランティアとして、積丹町女性団体連絡協議会の組織下にあり

ます各地区婦人会が中心となり地域ごとの実情にあった安全パトロールの具体的な活動について研修を行い、取り組みを始めており、これらの取り組みを支援するとともに児童生徒の安全通学に努めます。

「健康教育の推進」

教育家庭の内容充実にも努める

近年、食生活や生活様式などの変化により、児童生徒の心と身体の健康問題など様々な問題

が生じてきています。このため、児童生徒が将来にわたって「生きる力」を身につける基盤としての健康の保持増進や体力の向上が求められており、教育課程の中に危機管理や交通安全教育、防災教育、保健指導を位置づけ、充実を図っていきます。

「国際理解教育」

国際化社会に基礎能力の育成

国際化がますます進展する中で、日常生活においても諸外国の人々と交流する機会是一段と多くなると考えられ、学校教育における国際化への対応はきわめて重要です。

国際社会の一員として生活習慣、価値観の違いなど異なる文化の人々と共生し行動する態度・能力の基礎を育成する必要

性から今年度も国際協力への前向きな姿勢を培う教育に努めます。

いじめ問題

地域ぐるみの取り組みが重要

現に今、町内の学校においていじめに苦しんでいる児童生徒がいることの重大性を真摯に受け止め、いじめの問題行動の分析や生徒等へのスクールカウンセラーの派遣を求めるなど、早期解決に最善の努力をしてきましたが、未解決のままいじめられた生徒は他校へ転校することになり誠に残念な結果となりました。

いじめや不登校問題については、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、家庭や学校において善悪を判断する力や個性を認め合い、他人を思いやる心を育てる教育を進めるとともに家庭、学校、地域が一体となった取り組みが必要であると考えており、家庭教育や学校教育の充実を図り子どもたちの健全育成に努めます。

教職員の資質向上

教職員の意識改革に努める

地域住民が第一に期待しているのは教職員の資質向上であり、

教育現場で日々子どもに接する教職員の人間性・専門性や指導力が子どもの人格形成や学力に大きな影響を与えることから、保護者や地域住民の信頼を損なうことのないよう、それぞれの地域やボランティア活動に積極的に参加し、地域活動の価値を吸収して自らの学校教育の実践に活かせるよう意識改革や資質の向上に努めます。

社会教育の推進

生涯学習について

平成18年に策定した第4次積丹町社会教育中期計画に基づき、それぞれの学習領域において事業を推進していきます。

近年、社会の著しい変化に伴い、新たな知識の習得や学習の機会の場が求められており、ま



た学習意欲が高まる傾向にある中、生涯学習は個々の生活実態や地域実情に即し、自主的・積極的に進めることが肝要であり、地域や関係団体と連携しながら各学習領域において、学習の場の提供や学習プログラムの工夫、情報提供など学習環境の整備に努めます。

家庭教育について

家庭や地域社会は子どもが基本的な生活習慣や社会性を身につけ、人間形成の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。

核家族化や少子化などにより家庭の機能や役割などの環境が変化し、子育てへの悩みや不安を抱えていることも含めて家庭教育力の低下が指摘されているところでもあります。こうしたことから、家庭、学校、地域が一体となって子どもを育てていくという視点に立って、相互に連携をとりながら家庭教育の推進のための環境づくりに努めます。

成人教育について

人口が減少傾向の中にあつて、地域における重要な担い手であ

り、地域の活性化の人材としても期待されていることから、学習意欲の高揚など様々な学習機会の充実に努めます。

また、高齢者教育については、地域における高齢者の担う役割は大きく、これまで培った知識や豊富な経験を地域社会に生かせる環境づくりと健康で生きがいを持つ学習機会の提供に努めます。

芸術・文化活動の振興

芸術鑑賞会は継続実施

心豊かで潤いのある充実した生活を送るうえで重要な役割を果たすことから、地域や関係団体などと連携し、様々な文化活動の展開を図るため、学習の機会や情報提供などの学習環境の充実に努めます。





特に、次代を担う児童生徒を対象とした芸術鑑賞会については、情操教育としても効果があることから引き続き芸術に触れる機会の提供に努めます。

スポーツ活動の振興

転倒予防事業着実に効果

近年、健康に対する意識が高まり、健康やスポーツ志向が増大する中、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの振興は人々が心身ともに健康で充実した生活を営むために重要であると考えています。

このため、体力づくりやスポーツ活動に親しむ機会が少ない方でも関心をもって参加できる各種教室の開催や健康づくり教室など昨年に引き続き実施に努めます。

また、高齢者の健康づくり事業の一環としてB&G財団からモデルセンターとしての指定を受け、福祉分野と連携して取り組んでいる転倒・寝たきり予防事業は着実に効果を上げてきており、今後も事業の充実に努めます。

一方、これらの拠点施設である海洋センターは、生涯学習の場としても重要な役割を担って

おり、町民が生涯スポーツを通して健康増進や体力の向上とともに充実した生活が送れるよう、人材育成による指導体制の強化と施設の充実に努めます。

教育行政の組織等の改革

所管施設の管理体制を見直し

厳しい町の財政状況の下で、あらゆる行政分野の行財政改革の推進が急がれているところですが、教育委員会においても事務局組織のスリム化や所掌事務事業の執行の効率化を図るため、昨年9月に「社会教育係」を海洋センターに移転しました。こうした経過を踏まえて本年4月1日から「社会教育係」と「社会体育係」を統合し、限られた人員体制の中で、効率的な事務の執行に努めます。

また、野外スポーツ林スキー場、B&G海洋センター、学校給食センターなど所管する施設の管理運営事業における受益者負担や効率的な施設運営のための管理体制の見直しなど急がれる改革に取り組んでいきます。

審議された案件

議案第1号

報酬及び費用弁償等支給条例

の一部を改正する条例について

本年7月22日執行予定の参議院議員通常選挙から適用される投票票管理者、選挙立会人及び開票立会人など関係者の日額報酬の額を国の基準と同額に改正するものです。

(原案可決)

議案第2号

積丹町エイジングステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例について

介護保険法の一部改正に伴い、本年4月1日より新たな対象事業(新予防給付事業)が創設されたことに伴い、本条例で定める事業種目を追加するものです。

(原案可決)

議案第3号

積丹町在宅介護支援センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について

介護保険法の一部改正に伴い、本年4月1日から、これまでの

積丹町在宅介護支援センターの業務が、新たに設置される「積丹町地域包括支援センター」へ移行されることとなることから、かかる条例を廃止するものです。

(原案可決)

議案第4号

後志広域連合の設置について

2月26日開催の後志広域連合準備委員会の決定に基づき、後志管内16の構成町村による税の滞納整理、国民健康保険事業及び介護保険事業等の事務の共同処理を行うため、地方自治法の規定により、後志管内16町村が加入する後志広域連合を設置することに伴って議会の議決を求めるとのものです。

(原案可決)

議案第5号

町道の認定について

国が実施した国道229号西河地区内の道路改良事業の竣工に伴い町へ移管を受けた道路について、「西河船揚通り線」として新たに認定するため、道路

法の規定により、議会の議決を
求めるものです。

(原案可決)

議案第6号

積丹町教育委員会委員の任命
について

平成19年3月31日をもって任
期満了となる2名の委員の任命
について、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第4条第
1項の規定により、議会の同意
を求めるものです。

細矢 富雄(野塚町)

新井田仁佐(余別町)

(同意)

議案第7号

平成18年度積丹町一般会計補
正予算(第6回)

現行予算から4,843万2
千円を減額し、26億166万円
とするものです。

補正の主なものは、

歳入については

身体障害者等支援費国庫負担金

988万3千円

の増額と

緑資源機構造林事業費負担金

287万9千円

製氷貯氷施設整備事業交付金

前年度繰越金 247万5千円

4,951万6千円

などを減額するものです。

歳出については

北海道後期高齢者医療広域連合

負担金 1万3千円

の増額と

職員人件費 1,117万円

他会計繰出金

1,288万1千円

身体障害者支援費

250万円

最終処分場管理運営業務委託料

100万円

緑資源機構造林事業費

287万9千円

製氷貯氷施設整備事業費補助金

305万6千円

北後志消防組合負担金

574万6千円

などを減額するものです。

(原案可決)

議案第8号

平成18年度積丹町簡易水道事
業特別会計補正予算(第4回)

現行予算から596万円を減
額し、2億5,546万9千円
とするものです。

歳入については

簡易水道使用料(現年度分)

300万円

の増額と

一般会計繰入金 796万円

簡易水道給水装置設置資金貸付

金収入 100万円

を減額するものです。

歳出については

簡易水道給水装置設置資金貸付

金 360万円

消費税納付金 126万円

量水器取替工事費

110万円

を減額するものです。

(原案可決)

議案第9号

平成18年度積丹町国民健康保
険事業特別会計補正予算(第4
回)

事業勘定において、現行予算
から152万2千円を減額し、
7億4,777万7千円とする
ものです。

歳入については

療養給付費交付金(現年度分)

500万円

の増額と

高額医療費共同事業国庫負担金

117万5千円

高額医療費共同事業道補助金

117万5千円

435万円

などを減額するものです。

歳出については

一般被保険者療養給付費

500万円

退職被保険者療養給付費

500万円

などの増額と

老人保健医療費拠出金

540万円

高額医療費共同事業医療費拠出

金 470万円

などを減額するものです。

直診勘定において、現行予算

8億8,277万2千円の歳入

について、一部予算の振替をす

るものです。

外来収入(一部負担金収入)

57万8千円を減額し、同額の他

会計繰入金(事業勘定)を増額

するものです。

(原案可決)

議案第10号

平成18年度積丹町下水道事業
特別会計補正予算(第2回)

現行予算から120万円を減
額し、1億353万2千円とす
るものです。

歳入については

一般会計繰入金 120万円

議案第12号

歳出については 平成18年度積丹町産業交流雇

万円で、前年度当初予算対比 2・98%の減(前年度最終補正

特別会計予算 予算総額は、9,203万6

正予算対比4・98%減)となり ました。(原案可決)

集落排水施設改造資金貸付金 60万円

用対策推進事業特別会計補正予 算(第1回)

予算対比2・98%減)となりま した。(原案可決)

千円で、前年度当初予算対比 2・19%の減(前年度最終補正

報告第1号 株式会社積丹観光振興公社運

汚水樹設置工事費 60万円

現行予算から1,203万円

を減額し、2億1,236万1

千円とするものです。

営状況報告 第21期・平成18年度決算状況

(原案可決)

歳入については

平成19年度積丹町簡易水道事 業特別会計予算

予算総額は、1億4,691

万9千円で、前年度当初予算対 比2・95%の減(前年度最終補

議案第11号

入館料 785万円

万9千円で、前年度当初予算対 比2・95%の減(前年度最終補

業特別会計予算 予算総額は、2億8,369

万7千円で、前年度当初予算対 比7・14%の増(前年度最終補

平成18年度積丹町介護福祉サ

売店売上収入 115万円

比2・95%の減(前年度最終補 正予算対比43・80%減)となり

ました。

ました。 積丹町議会委員会条例の一部

ービス事業特別会計補正予算

軽食売上収入 150万円

を減額し、5,101万2千円

とするものです。

を改正する条例について

とすものです。

歳入については

歳出については

施設管理費 663万円

増額と

エイジングステーション使用料

250万円

を減額するものです。

を改正するものものです。

地方自治法の一部改正に伴い、

の増額と

20万円

議案第13号

議案第19号

平成19年度積丹町介護福祉サ

通所介護費収入 455万円

一般会計繰入金

議案第13号

平成19年度積丹町一般会計予

算 予算総額は、4,350万円

などを減額するものです。

372万1千円

で、前年度当初予算対比19・93

%の増(前年度最終補正予算対 比16・16%減)となりました。

で、前年度当初予算対比30・01

歳出については

2・38%の減(前年度最終補正

予算対比22・27%の

減(前年度最終補正予算対比

89・80%減)となりました。

職員人件費 372万1千円

高年齢者自立生活支援事業費

した。

議案第20号

平成19年度積丹町産業交流雇

を減額するものです。

526万7千円

議案第14号

議案第17号

別会計予算

平成19年度積丹町老人保健特 別会計予算

予算総額は、5億8,240

万7千円で、前年度当初予算対 比4・98%の減(前年度最終補

正予算対比4・98%減)となり ました。